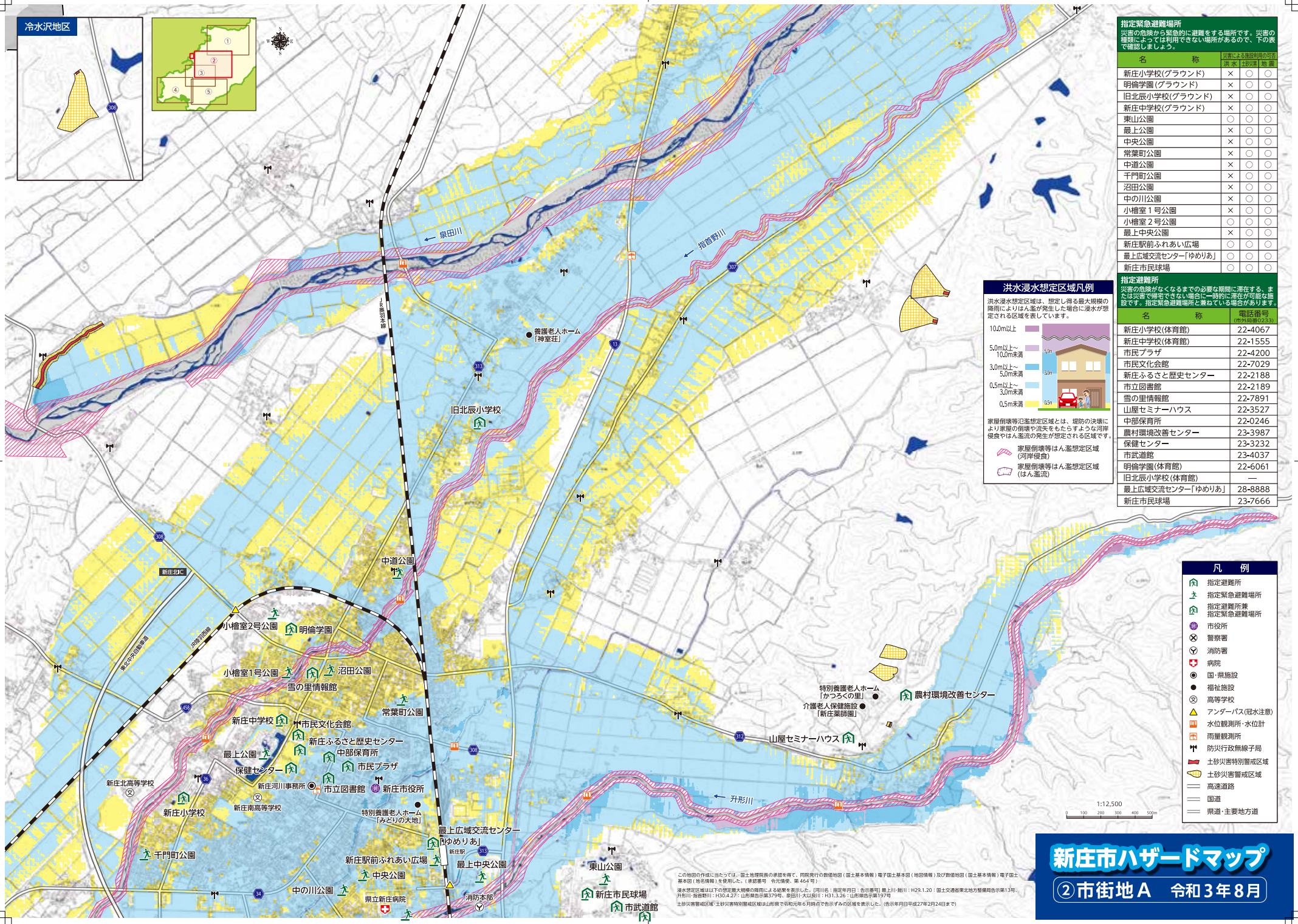

指定緊急避難場所

災害の危険から緊急的に避難をする場所です。災害の種類によっては利用できない場所があるので、下の表で確認しましょう。

名称	災害による施設利用の可否 洪水	土砂災害	地震
新庄小学校(グラウンド)	×	○	○
明倫学園(グラウンド)	×	○	○
旧北辰小学校(グラウンド)	×	○	○
新庄中学校(グラウンド)	×	○	○
東山公園	○	○	○
最上公園	×	○	○
中央公園	×	○	○
常葉町公園	×	○	○
中道公園	×	○	○
千門町公園	×	○	○
沼田公園	×	○	○
中の川公園	×	○	○
小檜室１号公園	×	○	○
小檜室２号公園	○	○	○
最上中央公園	×	○	○
新庄駅前ふれあい広場	○	○	○
最上広域交流センター「ゆめりあ」	○	○	○
新庄市民球場	○	○	○

指定避難所

災害の危険がなくなるまでの必要な期間に滞在する、または災害で帰宅できない場合に一時的に滞在が可能な施設です。指定緊急避難場所と兼ねている場合があります。

名称	電話番号（市外局番0233）
新庄小学校(体育館)	22-4067
新庄中学校(体育館)	22-1555
市民プラザ	22-4200
市民文化会館	22-7029
新庄ふるさと歴史センター	22-2188
市立図書館	22-2189
雪の里情報館	22-7891
山屋セミナーハウス	22-3527
中部保育所	22-0246
農村環境改善センター	23-3987
保健センター	23-3232
市武道館	23-4037
明倫学園(体育館)	22-6061
旧北辰小学校(体育館)	—
最上広域交流センター「ゆめりあ」	28-8888
新庄市民球場	23-7666

洪水浸水想定区域凡例

洪水浸水想定区域は、想定し得る最大規模の降雨によりはん濫が発生した場合に浸水が想定される区域を表しています。

- 10.0m以上
- 5.0m以上～10.0m未満
- 3.0m以上～5.0m未満
- 0.5m以上～3.0m未満
- 0.5m未満

家屋倒壊等氾濫想定区域とは、堤防の決壊により家屋の倒壊や流失をもたらすような河岸侵食やはん濫流の発生が想定される区域です。

- 家屋倒壊等はん濫想定区域（河岸侵食）
- 家屋倒壊等はん濫想定区域（はん濫流）

凡例

- 指定避難所
- 指定緊急避難場所
- 指定避難所兼指定緊急避難場所
- 市役所
- 警察署
- 消防署
- 病院
- 国・県施設
- 福祉施設
- 高等学校
- アンダーパス(冠水注意)
- 水位観測所・水位計
- 雨量観測所
- 防災行政無線子局
- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域
- 高速道路
- 国道
- 県道・主要地方道

新庄市ハザードマップ

②市街地Ａ　令和３年８月

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）及び数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地名情報）を使用した。（承認番号　令元情使、第464号）

浸水想定区域は以下の想定最大規模の降雨による結果を表示した。（河川名：指定年月日：告示番号）最上川・鮭川：H29.1.20：国土交通省東北地方整備局告示第13号、升形川・泉田野川：H30.4.27：山形県告示第379号、泉田川・大山川川：H31.3.26：山形県告示第197号

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域は山形県で令和元年6月時点で告示ずみの区域を表示した。（告示年月日平成27年2月24日まで）